

特殊詐欺等防止対策機器購入にかかる補助金交付・募集要領

1 趣旨

特殊詐欺等の被害を未然に防止し、もって市民の財産を守るため特殊詐欺等防止対策機器を購入する者に対し、予算の範囲内において、購入に要する費用の一部について桜井市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金を交付するもの。

2 交付対象者

次のいずれにも該当する者とする。ただし、当該対象者と同一の世帯に過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 交付申請を行う日において、世帯員に満65歳以上の者がいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等（桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しないこと。

3 補助対象経費

特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）

4 補助金額

補助対象経費の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）で、限度額1万円

5 申請方法

桜井市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第6条に規定する「桜井市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（第1号様式）」に必要書類を添付して桜井市役所の窓口申請する。

※ 申請時に運転免許証、パスポート等、申請者の本人確認ができる書類を提示すること。

6 申請の期間

予算額に達するまでの間、先着順で受付を行い、予算額に達し次第受付を終了します。

※ 申請書等の提出は、上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日に限る。

特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金申請の流れ

1 交付申請書の提出

5月1日～【申請者】

◎ 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（第1号様式）

- ・機器の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し
- ・購入予定額（取付費用を含む）を確認できる書類
- ・市税納付状況等確認の承諾書（第2号様式）

添付書類

2 補助金交付決定

○ 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知。

3 特殊詐欺等防止対策機器の設置

機器の購入・設置【申請者】

4 特殊詐欺等防止対策機器の実績報告

設置完了後速やかに【申請者】

◎ 特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書（第4号様式）

- ・購入実績（取付費用を含む）を確認できる書類の写し
- ・特殊詐欺等防止対策機器の保証書の写し

添付書類

5 補助金額の確定

○ 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書（第5号様式）により通知。

6 補助金請求

【申請者】

◎ 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書（第6号様式）

- ・補助金の振込先口座に係る通帳の写し

添付書類

7 補助金交付

請求後、30日以内に指定の口座に振り込み

【申請書等の提出先】

桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市市長公室危機管理課

電話 0744-42-9111（内線 1411）